

監 事 監 査 報 告 書

学校法人東海大学
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

私たち監事は、私立学校法第 52 条第 1 号及び学校法人東海大学寄附行為第 39 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、2025 年度（令和 7 年度：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の学校法人東海大学（以下「本法人」という。）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、監査に当たり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び教職員から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制並びに本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、私立学校法施行規則第 37 条 3 号に定める「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関しては、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する理事会決議の内容は、相当であり、内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録に関する会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であることを認めます。

以上

令和8年6月15日

監事 安達建夫

監事 野田雅一

監事 川上哲太郎

監事 谷本佳己